

市第135号議案 中区本牧ふ頭所在市有土地の処分

1 要 旨

国際コンテナ戦略港湾施策に基づいた基幹航路の維持・拡大に向けて平成23年の港湾法改正により、国による直轄工事の範囲を拡大し、国が用地を取得して荷さばき地として整備することで、港湾運営会社に低廉な価格で直接貸し付けることが可能となりました。

この制度により、本牧ふ頭D5コンテナターミナルの再整備を進めていくため、市有土地を国に売り払います。

2 市有土地の概要及び売払金額

所 在	中区本牧ふ頭1番の360及び1番の363の各一部
地 目	宅地
地 積	58,732.46平方メートル
単 価	142,000円/平方メートル
金 額	8,340,009,320円

3 処分の相手先及び利用用途

(1) 処分の相手先

国（国土交通省関東地方整備局）

(2) 利用用途

コンテナターミナルの荷さばき地

【参考】本牧ふ頭D5コンテナターミナルの位置図及び案内図

